

毎週火、金曜日発行（但休日にかぎらず）
昭和四年四月十五日第三種郵便物

（要目）

鳥取県公報

目次

- ◇告示 医療機関の指定
- 医療機関の廃止の届出
- 土地改良事業の認可
- 土地改良事業計画書の写の縦覧
- 土地改良区の定款変更の認可
- ◇選管告示 鳥取県知事選挙の候補者の選挙運動に関するしてなされた寄附等の報告書の要旨
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十

二条の規定により告示する。

昭和三十八年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名	称	所	在	地	科	診	療	開設者名
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	------

昭和三十七年	潮	鳥取県西伯郡会	齒科	潮	陽三
十月九日	潮	見町天万六丸四	齒科	潮	陽三

鳥取県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和三十八年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名	称	所	在	地	科	診	療	開設者名
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	------

昭和三十八年	一	月	二	日	生田医院	日野郡江府町大字庫武四四六ノ二	内	小	生田正治
--------	---	---	---	---	------	-----------------	---	---	------

昭和三十七年 樋口 東伯郡羽合町田
八月一日 齒科医院 後字長砂三〇四 齒科 樋口 亨
ノ三

鳥取県告示第十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十八年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所 在 地 診療 廃止理由 年月 日 止

樋口 東伯郡羽合町田 齒科 新医院開 昭和三十
七
年
一
月
三
十
一
日
齒科医院 後五九五 齒科 設のため 七月三十一日

鳥取県告示第十六号

今在家土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業（区画整理）は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準

用する同法第十条の規定により、昭和三十八年一月十八日認可した。

昭和三十八年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十七号

昭和三十七年十二月二十日付けで湯山土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（客土）事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十八年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十八年一月十八日から二十日間とする。

二 縦覧場所

岩美郡福部村大字 湯山土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、湯山土地改良区の定款変更を、昭和三十八年一月十八日認可した。

昭和三十八年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 昭和37年11月25日執行 鳥取県知事選挙

2 期 間 10月15日から 12月21日まで 第1回分

3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 2,555,600円

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第九十五号）第百八十九条第一項の規定により提出された昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事選挙の候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十八年一月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

00845

4 報告書の要旨

候補者氏名	石尾 実	所属党派	日本共産党	出納責任者氏名	山崎 登
収入					
主たる寄付					
(氏名 団体名)	(職業)	(寄付額)			
南 博	商業	58,500円	家屋費	10,900	
河 毛 市 治	会社社長	30,000	選挙事務所費	5,000	
鈴 木 鋭	団体役員	30,000	集合会場費	5,900	
その他の寄付	68件	195,400	通信費	19,853	
その他の収入		0	交印費	1,370	
今回計		313,900	広文費	31,300	
前回計		—	食休雑費	2,650	
総計		313,900	泊費	0	
			今回計	15,577	
			前回計	100	
			総計	183,050	
				—	
				183,050	

00845

報告書受理年月日 昭和37年12月10日 第1回分

候補者氏名	石 敏 二 朗	所属党派	無	所 属	出納責任者氏名	下 田 喜久治
収入						
主たる寄付						
(氏名 団体名)	(職業)	(寄付額)				
自由民主党		1,000,000円	人件費	191,400円		
その他の寄付	0件	0	家屋費	78,260		
その他の収入		200,000	選挙事務所費	64,750		
			集合会場費	13,500		
			通信費	46,953		
			交印費	221,860		
			広文費	73,500		
			食休雑費	49,300		
			泊費	21,937		
			今回計	121,782		
				46,215		
				33,875		
				885,082		
				—		
				885,082		

前回計
総計

1,200,000

前回計
総計

885,082

報告書受理年月日

昭和37年12月10日

第1回分

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十八年一月十八日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

一日時 昭和三十八年一月二十一日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会 教育委員室

三 議題

1 市町村教育長の承認について

2 昭和三十八年度教職員定数について

3 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷取
鳥取県印刷所
電話 二五〇五
郵政掛 一
鳥取県印刷所